

歳入外及び歳出外口座の改正について

昭和30年3月31日蔵理第3672号

最終改正 令和2年3月31日財理第1089号

日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第68条の2及び第69条の2の規定により、歳入外及び歳出外の口座を下記のように定め昭和30年度から実施する。

なお、昭和27年蔵理第1115号は廃止する。

記

1. 歳入外口座

元	受	補	填
繰			替
損	失	補	填
運			用
繰			越
組			入
繰			入
積	立		金

2. 歳出外口座

元	受	補	填
繰			替
運			用
繰			越
剰	余		金
組			入
繰			入
積	立		金